

児童生徒の健全育成に係る竹原市教育委員会及び 竹原警察署との相互連絡制度に関する協定書

竹原市教育委員会及び竹原警察署は、竹原市内における児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成を効果的に推進するため、相互の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、竹原市内の児童生徒が規範意識を高め、健やかに成長できるよう、竹原市教育委員会及び竹原警察署が児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に関して、相互に児童等の情報を提供し、自らの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解した上で緊密に連携し、児童生徒及び保護者を支援することを目的とする。

(連携機関)

第2条 この協定において、連携を行う機関は、それぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 竹原市教育委員会及び竹原市教育委員会が所管する学校
- (2) 竹原警察署

(連携の内容)

第3条 連携機関は、日常的な連携はもとより、個別事案について相互に児童生徒の情報を提供するとともに、必要に応じて協議し、当該事案に係る具体的な対策を行う。

(情報提供する事案)

第4条 連携機関は、第1条の目的を達成させるために、次に係る事案について、相手方に必要な情報を提供するものとする。

- (1) 警察から学校へ提供する事案
 - ア 児童生徒の犯罪行為等に関する事案
 - イ ぐ犯行為や喫煙、怠学等の継続的な不良行為に係る事案
 - ウ 声かけ事案や不審者などの事案
 - エ その他、警察署長が連携の必要を認めた事案
- (2) 学校から警察へ提供する事案
 - ア 犯罪行為等に関する事案
 - イ 児童・生徒間及び教師に対する暴力行為
 - ウ いじめ、児童虐待事案、居所不明事案
 - エ 性の逸脱行為に関する事案
 - オ 継続的な不良行為に係る事案
 - カ 声かけ事案や不審者などの情報
 - キ その他、校長が連携の必要を認めた事案

(提供する情報)

第5条 この協定に基づき、連携機関が提供する情報は、前条各号の事案に係る情報のうち、当該事案に関係する児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に資するため必要な情報に限るものとする。

(提供の方法等)

第6条 連携機関は、相互に情報を提供する場合、次のとおり、連絡責任者及び連絡担当者を選定し、これを定め行うものとする。

- (1) 竹原市教育委員会
 - ア 連絡責任者
竹原市教育委員会にあっては学校教育課長、学校にあっては学校長
 - イ 連絡担当者
連絡責任者が指定する者
- (2) 竹原警察署
 - ア 連絡責任者
生活安全課長
 - イ 連絡担当者

連絡責任者が指定する者
2 連絡は、面接又は電話により、速やかに行うものとする。

(情報の提供を受けた場合の措置)

第7条 連携機関は、この協定に基づき相手方から受けた情報について、第1条の目的達成のため必要かつ適切な対応を行うとともに、必要に応じて相手方に対し協力を求めることができるものとする。

(情報の目的外使用の禁止)

第8条 連携機関は、相手方から提供を受けた情報について、個人情報保護の観点から、この協定の目的以外の目的のために使用してはならない。

(守秘義務)

第9条 連携機関は、この協定に基づき提供を受けた情報を、提供者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(連携上の配慮事項)

第10条 連携機関は、相互に連携するに当たり、特に次の各号に掲げる点に配慮するものとする。

- (1) 相互に連絡する情報については、正確を期すること。
- (2) 提供のあった情報のみをもって、児童生徒に不利益処分を課さないこと。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、連携機関が協議の上決定するものとする。

平成 27 年 6 月 29 日